

久留米シティプラザ清掃業務業務委託に係る質問に対する回答

Nº	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
1	仕様書	1	4(1)	・再委託の基準はありますでしょうか	契約書において、「受注者は、この契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務に影響を及ぼさない補助的業務であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。」とさせていただいています。
2	仕様書	1	4(1)	・定期清掃業務を再委託することは可能でしょうか。	定期清掃業務全ての再委託は、業務に影響を及ぼさない補助的業務にはあたらないと考えております。